

東京都の子どもの事故予防への取り組み

-事業者等と連携した商品改善の取り組みについて-

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課 松田初弘



1

商品安全事業概要（抜粋）

情報の収集・検討

主な情報収集元
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）、
事故情報データベース、東京消防庁救急搬送事例、
医療機関ネットワーク受診事例など

調査・分析

- ・機動的調査
- ・商品等の安全に関する調査（安全性調査、商品テスト、ヒヤリ・ハット調査など）
- ・**東京都商品等安全対策協議会**

注意喚起・普及啓発・改善要望等

消費者：リーフレット等の作成・配布、イベントでの普及啓発
都のホームページや都情報誌での情報提供、注意喚起
事業者：調査結果の情報提供、商品や表示等に関する改善要望

2

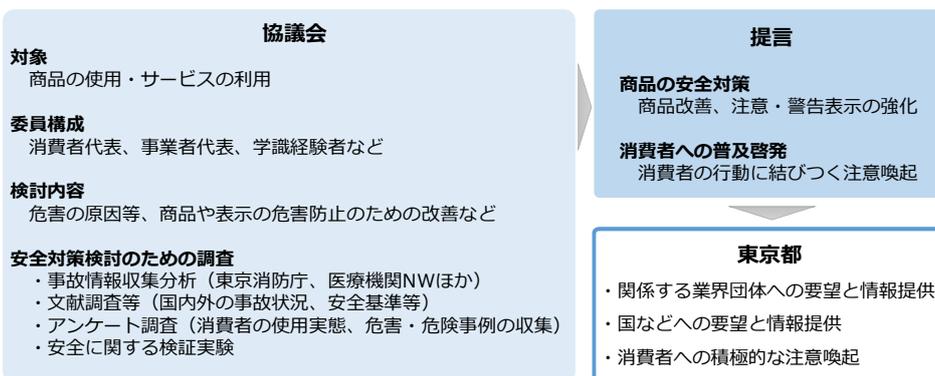
東京都商品等安全対策協議会

商品の使用・サービス利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活を確保するために、消費者、事業者、学識経験者等が商品やサービスの安全について検討を行う

年度	テーマ（2013年度以降）
2013	ブラインド等のひもの安全対策
2014	抱っこひも等の安全対策
2015	子供に対するボタン電池等の安全対策
2016	子供に対する歯ブラシの安全対策
2017	子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策
2018	子供に対する電気ポットの安全対策
2019	ベビーゲート等の使用に関する安全確保
2020	防水スプレー等の安全対策

3

東京都商品等安全対策協議会の概要



4

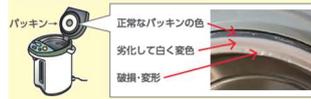
取組事例1

2018年度 子供に対する電気ポットの安全対策

○協議会

調査結果（抜粋）

- ・電気ポットによる子供のやけどの原因は、ポットの転倒が最多
- ・転倒時の流量に関する試験
⇒新品全てで基準値内だが、沸騰直後や転倒後に衝突する板が硬い場合の超過あり
- ・中古品で基準値を超えたものは、蓋のパッキンが劣化



製造事業者への要望（抜粋）

- ・転倒しても大量に流水しないよう、転倒流水試験等の社内基準の更なる強化を行う
- ・内蓋パッキンの定期的な交換について、消費者への周知を強化



○対応

電気ポットの転倒流水試験（Sマーク認証同等）の規定を、電気機器に関するJIS規格*に追加し、2021年1月に改正

*JIS C 9335-2-15（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-15部：液体加熱機器の個別要求事項）



5

取組事例2

2015年度 子供に対するボタン形電池等の安全対策

○協議会

調査結果（抜粋）

- ・消費者へのアンケートや、電池使用製品や未開封の電池の実験により、電池保管場所や未開封パッケージから子供が電池を取り出している。
- ・「壊した」「床に落ちた」ことで製品から電池が外れることもあり

製造事業者への要望（抜粋）

- ・コイン形リチウム電池のチャイルドレジスタンス機能を付加したパッケージの改良について検討し、的確に安全対策を施すこと
- ・製品の電池室のふたの安全基準の強化及び安全な商品の開発



○対応

- ・誤飲防止パッケージガイドラインを作成し、適用⇒2020年12月 JIS *改正
コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージ、一部電池への安全図記号を適用
*JIS C 8513（リチウム一次電池の安全性）

- ・2017年9月 JIS改正(JIS C8500「一次電池通則」)
電池使用機器の電池室設計において、乳幼児が容易に電池を取り出せないようにする設計指針が、推奨事項として追加



6

取組事例3

2009年度 ライターの子供に対する安全対策

(子供の火遊びによる火災、玩具などと誤って遊んでやけど)

○協議会

国、製造・販売事業者への要望
(抜粋)

- ・チャイルドレジスタンス機能の付加について（法律による規制を行うことを）検討すること
- ・子供が興味を示すような形状をしたライターなどを販売しないよう努めること。

○対応

消費生活用製品安全法が改正され、子供が着火できないような、PSCマーク付きの製品以外の販売禁止

子供の安全を守るためライター等の販売が規制されました！

～平成23年9月27日からPSCマークがないライター等は販売が禁止されました～

 PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行されいわゆる使い捨てライターや多目的ライターの販売規制が開始されました。経過措置終了後の平成23年9月27日以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されました。

1. 購入にあたっての注意

以下のライター等については、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されました。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

使い捨てライターや多目的ライター（点火棒）のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの

PSCマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）などを規定しています。